



議案第六十六号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年六月二十日

三朝町長 松村喬威

昭和五十三年六月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第五条の二を第五条とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、助産費の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号、他の法律において準用し、又は例による場合も含む。）公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）の規定によつて、これに相当する給付をうけることができる場合には行わない。

第八条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号から第八号までを一号ずつ繰上げる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第五条第二項の規定は、この条例の施行の日から六月を経過した日以降の出産から適用し、新条例第八条の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。